

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「人口減少社会に対応した保健医療福祉資格の多職種連携等の推進に資する研究 (22AA2008)」

## 福祉職間のタスクシフト・シェアについて

堀真奈美(研究代表者、東海大学健康学部 教授)

黄辰悦(研究協力者、慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 後期博士課程)

### 1. はじめに

少子高齢化の進展により人口が減少し、福祉分野におけるサービスの人材確保および質向上が重要な課題である。その解決策の一つとして、福祉分野や保健医療等も含む隣接領域の業務を補完的・代替的に遂行できる福祉人材によるタスクシェア・シフトが考えられる。

### 2. 研究目的

本研究の目的は、文献調査を通じて、福祉職間においてシェア・シフトできる行為の範囲を明確化することである。

### 3. 研究方法

本研究では、福祉職間においてシェア・シフトできる具体的な業務内容に関する文献調査を行った。

文献調査は探索的段階と実行段階に分けられており、探索的段階では、適切なキーワードを選択するために文献調査を行った。その結果、社会福祉士・精神保健福祉士間、社会福祉士・介護福祉士間、介護職・看護補助者間、介護福祉士と言語聴覚士間においてタスクシェア・シフトできることが示された。したがって、実行段階では、Google Scholar および J-STAGE といったデータベースを利用し、上記の職種間においてシェア・シフトできる業務について文献調査を行った(表 1)。

### 4. 資格の概要

#### (1) 介護福祉士

##### ① 定義

社会福祉士及び介護福祉士法では 2 条の 2(定義)に「介護福祉士とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護(喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)を含む。)を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という。)を業とする者をいう。」と規定されている。

##### ② 業務内容

介護福祉士は主に身体介護(入浴介助、排せつ介助、食事介助などといった利用者の身体に直接接触

して行われるサービス)、生活援助(調理、洗濯、掃除などといった利用者が日常生活を営むことを支援するサービス)、通院等乗降介助(乗車前・降車後の移動介助等の一連のサービス行為を含む通院等のための乗車又は降車の介助)の3つの業務[9]を遂行している。また、在宅介護の場合は、介護方法や生活動作の説明および介護に関するさまざまな相談等の業務[13]も行っている。

## (2) 社会福祉士

### ① 定義

社会福祉士及び介護福祉士法では 2 条の 1(定義)に「社会福祉士とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者(第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。)との連絡及び調整その他の援助を行うこと(第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。)を業とする者をいう。」と規定されている。

### ② 業務内容

社会福祉士は、a) 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援すること； b) 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助すること； c) 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかけること[5]を中心に業務を行っている。

## (3) 精神保健福祉士

### ① 定義

精神保健福祉士法では 2 条(定義)に「精神保健福祉士とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。)の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。」と規定されている。

### ② 業務内容

精神保健福祉士は、病院や施設に入院・入所中の精神障害者の在宅生活への移行、その後の生活支援、住まいや仕事・学校に関する手続き、各種の支援制度・サービスの紹介や利用調整、およびその他日常生活を送るための支援などといった相談援助[14]を中心とした業務を行っている。

## (4) 看護補助者

## ① 定義

看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイドでは、2条の2(用語の定義)に「看護補助者とは、看護が提供される場において、看護チームの一員として看護師の指示のもと、看護の専門的判断を要しない看護補助業務(『傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話』及び『診療の補助』に該当しない業務)を行う者[2]」と規定されている。

## ② 業務内容

看護補助者の業務について定めた法律はないが、看護師長及び看護職員の指導の下に、生活環境に関わる業務(例えば、病床及び病床周辺の清掃・整頓、病室環境の調整等)、診療に関わる周辺業務(例えば、処置・検査等の伝票類の準備、整備、入退院・転出入に関する業務等、)および日常生活に関わる業務(食事に関する業務、身体の清潔に関する業務等)[2]を行うことができる。

## (5) 言語聴覚士

### ① 定義

言語聴覚士法では2条(定義)に「言語聴覚士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。」と規定されている。

### ② 業務内容

言語聴覚士は、先天的又は後天的な原因のため、ことばによるコミュニケーションに何らかの問題がある者に、医師又は歯科医師の指示のもと、専門的なサービスを提供している。具体的な業務としては、聴力、音声機能、言語機能の検査、訓練、助言を行うこと、および、摂食や嚥下障害の問題への対応[12]が挙げられる。

## 5. 研究結果

本研究では、福祉職間においてシェア・シフトできる行為の範囲を明確化するために、福祉職間においてシェア・シフトできる具体的な業務内容に関する文献調査を行った。調査の結果は次のとおりである。

### (1) 社会福祉士・精神保健福祉士間におけるシェア・シフトできる業務

社会福祉士と精神保健福祉士はともにソーシャルワーカーとして位置付けられており、障がい者を支援対象としているが、前者は高齢者、障害児・者、子ども、生活困窮者[8]といった広く福祉を必要としている人を支援対象としている一方、後者は精神障がい者[10]を支援対象としている。そのため、後者は前者より一層「特化した資格」[16]である。また、社会福祉士と精神保健福祉士はともに、障がい者の相談援助業務に従事しているが、社会福祉士は支援対象者が抱えているさまざまな問題を解決することを目的とする一方、精神保健福祉士は精神障がい者の社会復帰支援を目的としている。

一方、2014年精神保健福祉法改正において退院後生活環境相談員が創設されて以来、社会福祉士と精神保健福祉士の間で重なりが生じ、両者の間でタスクシェア・シフトを生み出す要因となっている。退院後

生活環境相談員は、個々の医療保護入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たし、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整や行政機関を含む院外の機関との調整業務に従事している[6]。退院後生活環境相談員を中心的に担う職種として、精神保健福祉士が想定されているが[1]、社会福祉士として、精神障害者に関する業務の経験者も生活環境相談員の業務を遂行することができる[6]。

したがって、退院後生活環境相談員の業務(表 2)を精神保健福祉士と社会福祉士の間でシェア・シフトすることができることが明らかになった。

## (2) 社会福祉士・介護福祉士間におけるシェア・シフトできる業務

社会福祉士は助言、指導、福祉サービスを提供し、保健医療サービスの提供にあたって関係者との連絡及び調整その他の援助業務を行っている。一方、介護福祉士は身体介護、生活援助、通院等乗降介助等の業務を行い、介護に関する指導も行っている。社会福祉士と介護福祉士はそれぞれに独自性と専門性を持っているが、共通の目標達成を目指している。中山(2007)は、介護福祉士と社会福祉士は「同じ社会福祉の実践を担う専門職である[11]」と示唆し、両職種に共通する価値・理論として、a) 利用者が力を見失っている自分の状態に気づくこと; b) 利用者が利用できる資源についての知識を得ること; c) 利用者が自分の社会との関係に気づくこと; d) 利用者が問題解決の技術を身につけること[11]を挙げている。

また、福祉現場において、両職種ともに相談者を支える役割を果たしており、活躍する共通の場として訪問介護が挙げられる。したがって、両職種は訪問介護等の現場において相談援助および情報収集・提供業務[7, 13, 15](表 3)をシェア・シフトできることがわかった。また、仕事の間を共有することによって職種間の認識のズレを調整することができ、より効率的なタスクシェア・シフトを促進することができると思われる。

## (3) 介護職・看護補助者間におけるシェア・シフトできる業務

介護職は利用者の生活全般を支援している。一方、看護補助者は看護の専門的判断を要しない看護補助業務を行っているが、医療機関と介護施設両方を運営している法人において、施設で勤務していた介護職が医療機関へ異動し、看護補助者の業務に従事する事例が存在している [2, 12]。

また、在宅サービス業務の中で、両職種ともに周辺業務・生活援助・生活環境に関わる業務および直接ケア・身体介護・日常生活に関わる業務(表 4)に従事できることがわかった。したがって、両職種の間では、業務内容の重なりがあるということが明らかになり、タスクシェア・シフトは可能であることがわかった。

## (4) 介護福祉士・言語聴覚士間におけるシェア・シフトできる業務

介護福祉士は主に身体介護、生活援助、通院等乗降介助等の業務を遂行し、言語聴覚士は聴力、音声機能、言語機能の検査、訓練、助言を行い、摂食や嚥下障害の問題へ対応する等専門的なサービスを提供しており、両職種は独自の専門知識を活かしそれぞれの役割を果たしている。

一方、2010年に喀痰等の吸引を言語聴覚士が行い得る行為として認める必要性に関する議論が始められており [3]、2011年「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下に痰の吸引等の行為の実施が可能となった[4](表 5)。このように、介護福祉士と言語聴覚士の間で業務の重なりが生じ、喀痰吸引の業務を両職種間でシェア・シフトすることができることが明らかになった。

## 6. 考察

本研究は、福祉職間においてシェア・シフトできる具体的な業務内容を洗い出し、その範囲を明確化するために文献調査を行った。その結果、社会福祉士・精神保健福祉士間、社会福祉士・介護福祉士間、介護職・看護補助者間、介護福祉士と言語聴覚士間においてタスクシェア・シフトできることが示された。

社会福祉士と精神保健福祉士は、支援対象と業務領域において相違点があるものの、重なりもあるということが明らかになり、両者の間では、退院後生活環境相談員の業務をシェア・シフトできる。社会福祉士と介護福祉士は目指されている共通の目標に対する共通の理解を持っているため、両職種の間では、目標達成に向けて仕事の場を共有することで相談援助および情報収集・提供業務をシェア・シフトできる。介護職と看護補助者は、業務内容において相違点もあるが、生活環境に関わる業務および日常生活に関わる業務などにおいて共通点も存在しているため、上記の業務をシェア・シフトできる。介護福祉士および一定の研修を受けた介護職員と言語聴覚士の間では、法改正等によって喀痰吸引の業務をシェア・シフトできると考える(図1)。

## 7. 結論

文献調査の結果から、福祉職間においてシェア・シフトできる行為は存在しているが、シェア・シフトできる業務範囲が狭く、かつ一部の職種間に留まっていることが明らかになった。少子高齢化の進行による福祉現場の人材不足が進むなかで、福祉職間のタスクシェア・シフトをより行いやすい制度・環境の整備を優先的に検討することが重要であると思われる。

表 1: 文献調査の方法

	データベース	アクセス日	キーワード
探索的段階	J-STAGE	2022/04/13	福祉, タスクシェア
	J-STAGE	2022/04/13	福祉, タスクシフト
	Google Scholar	2022/04/17	福祉職, タスクシェア
	Google Schola	2022/04/19	福祉職, タスクシフト
実行段階	Google Scholar	2022/05/20	社会福祉士, 精神保健福祉士, タスクシェア
	Google Scholar	2022/05/20	社会福祉士, 精神保健福祉士, タスクシフト
	Google Scholar	2022/06/26	社会福祉士, 介護支援専門員, タスクシェア
	Google Scholar	2022/06/26	社会福祉士, 介護支援専門員, タスクシフト
	Google Scholar	2022/06/28	介護福祉士, 言語聴覚士, タスクシェア
	Google Scholar	2022/06/28	介護福祉士, 言語聴覚士, タスクシフト
	Google Scholar	2022/07/01	介護福祉士, 社会福祉士, タスクシェア
	Google Scholar	2022/07/01	介護福祉士, 社会福祉士, タスクシフト
	J-STAGE	2022/08/23	看護補助, 介護, タスクシェア
	J-STAGE	2022/08/30	看護補助, 介護, タスクシフト

表 2:退院後生活環境相談員の業務内容

業務内容	
1.	入院時に本人及び家族等に対し、退院後生活環境相談員として選任されたことや、退院促進の措置への関わりについて説明
2.	退院に向けた相談支援業務
	(ア) 本人及び家族等からの相談や退院に向けた具体的な取組の工程の相談等を積極的に行い、退院促進に努める。 (イ) 退院に向けた相談支援を行うに当たって、主治医の指導を受けるとともに、その他本人の治療に関わる者との連携を図る。
3.	地域援助事業者等の紹介に関する業務
	(ア) 本人及び家族等から紹介の希望があった場合等、必要に応じて地域援助事業者を紹介するよう努める。 (イ) 地域援助事業者に限らず、本人の退院後の生活環境又は療養環境に関わる者の紹介や連絡調整を行い、退院後の環境調整に努める。
4.	退院調整に関する業務
	(ア) 医療保護入院者退院支援委員会開催に向けた調整や運営の中心的役割を担う。 (イ) 居住の場の確保等の退院後の環境に係る調整や、地域援助事業者等との連携等、円滑な地域生活への移行を図る。

出典:厚生労働省『医療保護入院者の退院促進措置』, p.2 に基づき作成。

表 3:訪問介護における介護福祉士・社会福祉士の相談援助業務

訪問介護における相談援助業務	介護福祉士	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 在宅・施設で生活している利用者の身体介護、生活援助、通院等乗降介助といった業務に従事しているほか、介護に関するさまざまな相談にも対応している[13]。</li> <li>2. サービス準備等:サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである[7]。</li> <li>3. 相談援助、情報収集・提供[7]</li> </ol>
	社会福祉士	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 在宅・施設で生活している方がたの相談に応じ、必要な助言や利用可能な制度・サービスの紹介をはじめ、サービスの利用調整や関係者間の連絡など、相談者を支え、その抱える課題を解決する[15]。</li> </ol>

表 4:介護職・看護補助者の生活環境・日常生活に関わる業務

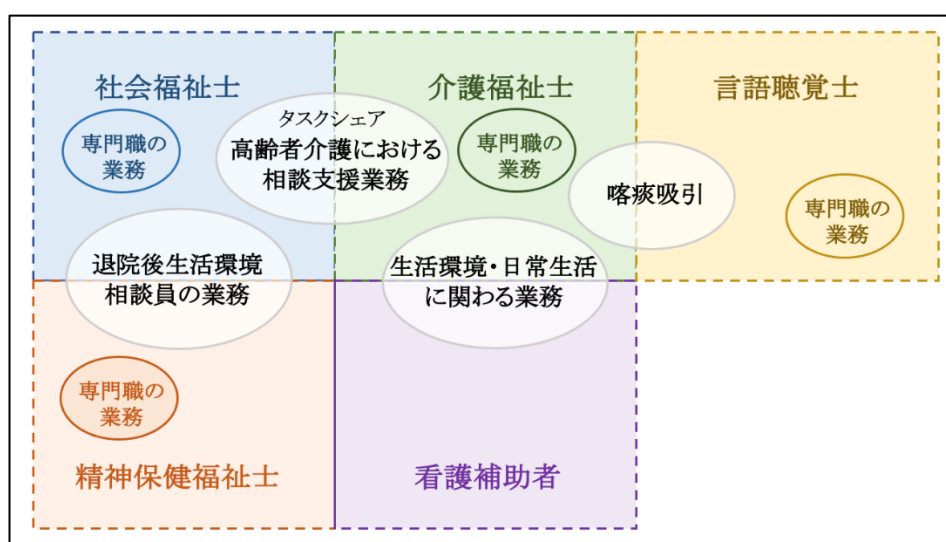
	在宅サービス業務	
	介護職	看護補助者
周辺業務／生活援助／ 生活環境に関わる業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス準備等:環境整備／換気、室温・日あたりの調整等</li> <li>掃除・洗濯</li> <li>ベッドメイク:利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等</li> <li>衣類の整理・被服の補修など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病床及び病床周辺の清掃・整頓:ベッド周囲の清掃、整頓、洗浄、消毒、交換、点検(ベッド柵、吸引器、酸素のボトル)</li> <li>シーツ交換やベッドメーカーキング(退院後、空床、離床可能な人)</li> <li>リネン類の管理:寝具・リネン類の請求、補充、整理整頓;汚染した寝具・リネン類の片付け</li> </ul>
直接ケア／身体介護／ 日常生活に関わる業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な調理、配下膳</li> <li>排泄介助:排泄介助(おむつ交換など)</li> <li>食事介助</li> <li>清拭・入浴、身体整容・更衣介助</li> <li>体位変換、移動・移乗介助、外出介助</li> <li>起床及び就寝介助</li> <li>服薬介助</li> <li>自立生活支援のための見守りの援助など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院、検査、病棟移動のための搬送</li> <li>見守り</li> <li>食事介助</li> <li>シャワー、入浴介助</li> <li>洗髪</li> <li>手浴、足浴</li> <li>温罨法、冷罨法</li> <li>洗面と整容</li> <li>清拭</li> <li>寝衣交換、おむつ交換</li> <li>体位交換</li> <li>配下膳など</li> </ul>

出典:厚生労働省『第 142 回 社保審介護給付費分科会 参考資料 1』「訪問介護及び訪問入浴介護」, p.2 および公益社団法人日本看護協会『2021 年度改訂版看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド』, pp.44-45 に基づき作成。

表 5:介護福祉士、言語聴覚士による喀痰吸引

言語聴覚士	介護福祉士
言語聴覚士については、嚥下訓練を実施する際、誤嚥に対応するために喀痰等の吸引が必要となるケースがあるので、嚥下訓練を安全かつ適切に実施する上で当然に必要な行為であることを考慮し、言語聴覚士が行い得る行為として認める方向で解釈を明確化すべきである[3]。	介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする[4]。

図 1:福祉職間のタスクシェア・シフトの概略



## 参考文献

- [1] 公益社団法人 日本精神保健福祉士協会, 2019, 「精神保健福祉士のための退院後生活環境相談員実践ガイドライン」 (<https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/hokokusyo/201903-guideline.pdf>, 2023年5月22日最終確認)。
- [2] 公益社団法人日本看護協会, 2021, 「2021年度改訂版看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド」 ([https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/guideline/way\\_of\\_nursing\\_service.pdf](https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/guideline/way_of_nursing_service.pdf), 2023年5月22日最終確認)。
- [3] 厚生労働省, 2010, 「チーム医療の推進について(第1回チーム医療推進会議 参考資料1)」 (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/05/dl/s0512-6g.pdf>, 2023年5月22日最終確認)。
- [4] 厚生労働省, 2011, 「H23年度 介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律の概要」 ([https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/dl/1-1-4.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/dl/1-1-4.pdf), 2023年5月22日最終確認)。

- [5] 厚生労働省, 2014, 「社会福祉士について(第6回福祉人材確保対策検討会 資料1)」  
([https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/1.shiryu\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/1.shiryu_1.pdf), 2023年5月22日最終確認)。
- [6] 厚生労働省, 2015, 「退院後生活環境相談員養成研修テキスト(平成26年度精神障害者保健福祉等サービス提供体制整備促進事業に関する研修)」 (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000096969.pdf>, 2023年5月22日最終確認)。
- [7] 厚生労働省, 2017, 「訪問介護の報酬・基準について(第149回社保審介護給付費分科会 資料1)」  
([https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000183149.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000183149.pdf), 2023年5月22日最終確認)。
- [8] 厚生労働省, 2018, 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」  
([https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf), 2023年5月22日最終確認)。
- [9] 厚生労働省, 2020, 「各介護サービスについて(第176回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2)」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000608309.pdf>, 2023年5月22日最終確認)。
- [10] 厚生労働省, 2020, 「求められる精神保健福祉士の役割について(第5回精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 参考資料1)」 (<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/09/dl/s0929-10b.pdf>, 2023年5月22日最終確認)。
- [11] 中山幸代, 2007, 「介護福祉学: 関連領域との共通性と介護福祉の固有性」『田園調布学院大学紀要』2: 97-112.
- [12] 社会福祉法人 全国社会福祉協議会, 「言語聴覚士の仕事」  
(<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikaku/setsumei/08.html>, 2023年5月22日最終確認)。
- [13] 社会福祉法人 全国社会福祉協議会, 「介護福祉士の仕事」  
(<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikaku/setsumei/02.html>, 2023年5月22日最終確認)。
- [14] 社会福祉法人 全国社会福祉協議会, 「精神保健福祉士の仕事」  
(<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikaku/setsumei/03.html>, 2023年5月22日最終確認)。
- [15] 社会福祉法人 全国社会福祉協議会, 「社会福祉士の仕事」  
(<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikaku/setsumei/01.html>, 2023年5月22日最終確認)。
- [16] 矢田浩紀・安部博史・大達亮・岩永靖・山根俊恵, 2016, 「精神保健福祉士の職業性ストレス研究に関する現状と今後の展望」『日本衛生学雑誌』71(1): 47-54.